

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。なお、本公示に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る予算示達がなされることを条件とする。

令和5年8月31日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 福田 裕之
(公 印 省 略)

1 業務概要

- (1) 業務の名称 R5津波対策基本検討(その1)
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和8年3月31日
- (4) その他 本業務は、紙による見積合わせ(以下「紙見積合わせ方式」という。)により実施する。

2 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和5年8月31日付防衛省大臣官房会計課会計管理官公示)に示すところにより、防衛省からR5津波対策基本検討(その1)に係る共同体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす共同体以外の単体企業であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、単体企業による場合は、測量・建設コンサルタント等業務の土木Aの格付けを受けた者とし、共同体による場合は、代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の土木Aについて格付けを受けた者とし、構成員は、土木、建築、電気、機械のいずれかについて格付けを受けた者で構成するものとする。

ただし、北関東防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付けを受けた

者を除く。)でないこと。

(4) 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 同種又は類似業務の実績

参加表明書の提出する単体企業または共同体の代表者は、下記に示される「同種又は類似業務」について、元請けとして公示日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。なお、実績は国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したものとする。

・同種業務：平成24年4月1日から公告日までに、元請けとして完了・引渡しを完了した業務のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した津波対策（津波避難対策施設、漂流物対策施設、防護壁を活用した建築物の津波対策、防護壁を活用した燃料施設の津波対策のいずれか）に係る基本検討業務又は基本設計業務。

・類似業務：平成24年4月1日から公告日までに、元請けとして完了・引渡しを完了した業務のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した津波対策（津波避難対策施設、漂流物対策施設、防護壁を活用した建築物の津波対策、防護壁を活用した燃料施設の津波対策のいずれか）に係る実施設計業務。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(6) 参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

(7) 防衛省大臣官房会計課が発注した業務のうち、令和3年度及び令和4年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、業務成績評価点合計の平均が65点以上であること。

(8) 配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。

(9) 配置予定管理技術者の資格

配置予定管理技術者については、以下のア～オのいずれかに該当する者とする。

ア 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

イ 技術士（建設部門）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法の登録を行っている者。

ウ 技術士（建設部門）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当す

る部門（技術士制度における技術部門のうち建設部門）に4年以上従事している者。

エ R C C M (技術士制度における技術部門のうち建設部門) の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。

オ 上記ア～エの同等以上の資格を有すると認められる者。

(10) 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

公示日までに完了又は引渡し完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務における経験を有する。

・同種業務：平成24年4月1日から公告日までに、元請けとして完了・引渡しを完了した業務のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した津波対策（津波避難対策施設、漂流物対策施設、防護壁を活用した建築物の津波対策、防護壁を活用した燃料施設の津波対策のいずれか）に係る基本検討業務又は基本設計業務。

・類似業務：平成24年4月1日から公告日までに、元請けとして完了・引渡しを完了した業務のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した津波対策（津波避難対策施設、漂流物対策施設、防護壁を活用した建築物の津波対策、防護壁を活用した燃料施設の津波対策のいずれか）に係る実施設計業務。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(11) 配置予定管理技術者の令和5年8月31日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満であること。

ただし、令和5年8月31日現在の手持ち業務に防衛省大臣官房会計課発注業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3 技術提案書の提出者を選定及び技術提案書の特定

(1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書の提出者全てを、技術提案書の提出者として選定する。技術提案書の提出者の選抜は行わない。

(2) 技術提案書を特定するための評価基準

上記(1)により選定された者の技術提案書について、次のアからウの評価基準

により評価を行い、これらの得点合計の上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定技術者に対しヒアリングを行う。

ア 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

イ その他

ウ 特定テーマに対する技術提案

4 手続等

(1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省大臣官房会計課契約係

TEL 03-3268-3111 (内線20814)

FAX 03-5229-2138

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和5年8月31日から令和5年11月2日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時30分から午後6時15分まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

イ 交付場所 防衛省大臣官房会計課

東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）

ウ 交付方法 すべて、紙媒体で行う。

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年9月26日午後6時15分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年11月2日午後6時15分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行日比谷代理店）。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 特定後、契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (7) 上記2(2)に掲げる級別の格付を受けていない単体企業又は上記2(2)に掲げる共同体としての資格の決定を受けていない者（競争参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記4(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書を提出者に要求される資格を有していなければならない。
- (8) 詳細は説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

R 5 津波対策基本検討（その 1）に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和 5 年 8 月 31 日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 福田 裕之
(公 印 省 略)

1 業務概要

- (1) 業務名 R 5 津波対策基本検討（その 1）
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 31 日

2 申請の時期

令和 5 年 8 月 31 日から令和 5 年 9 月 26 日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

なお、令和 5 年 8 月 31 日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（R 5 津波対策基本検討（その 1））」（以下「申請書」という。）は、令和 5 年 8 月 31 日から〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1 防衛省大臣官房会計課契約係 電話 03-3268-3111（内線 20814）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記 4 (4) の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

提出場所は、(1) に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下、「競争参加資格」という。）のうち、代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の土木Aについて格付を受けた者とする。構成員は、土木、建築、電気、機械のいずれかについて格付を受けた者で構成するものとする。ただし、それぞれが単体として北関東防衛局に競争参加を希望していること。

ウ 北関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(1)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 共同体の名称は、「R5津波対策基本検討（その1）〇〇・〇〇共同体」とする。

(2) 当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和5年8月31日付支出負担行為担当官 防衛省大臣官房会計課 会計管理官）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。